

【重要】 大切に保管してください。

令和7年度 放課後児童クラブ 入所案内

受付期間: R6年11月5日(火)~11月22日(金)

※受付時間等詳細は、P2をご覧ください。

※毎年度申込みが必要です。

※令和7年度からおやつ代を徴収します。詳細はP4を参照ください。

入札の結果、令和7年度から委託先が変わり、記載内容が変更となった場合は、再度お知らせします。

この冊子には、入所の手続きや利用内容の変更、利用料のことなど重要なことが書かれています。保護者の方は必ずお読みいただき、必要な手続きがあれば期限までに手続きを行ってください。



問い合わせ

嬉野市役所 子育て未来課 0954-66-9121 (塩田庁舎)
福祉課 0954-42-3306 (嬉野庁舎)

目 次

| | | |
|----|-------------------------|--------------------|
| 1 | 放課後児童クラブとは | 1 |
| 2 | 放課後児童クラブに入所できる要件 | 1 |
| 3 | 開所時間及び休業日 | 1 |
| 4 | 入所期間 | 2 |
| 5 | 入所までの流れ | 2 |
| 6 | 入所受付期間について | 2 |
| 7 | 申込みに必要な書類 | 3 |
| 8 | 家庭状況が変わった場合・利用内容を変更する場合 | 3 入所後に必要な手続 |
| 9 | 退所する場合 | 3 入所後に必要な手続 |
| 10 | 利用決定の取消し | 4 |
| 11 | 欠席する場合 | 4 |
| 12 | 保険 | 4 |
| 13 | おやつ | 4 |
| 14 | 利用上の注意 | 4～5 |
| 15 | 利用料金(保護者負担金) | 6 |
| 16 | 利用料の減免 | 6 |
| 17 | 利用料に関するQ&A(申込手続等) | 7 |
| 18 | 嬉野市放課後児童クラブの審査基準表 | 8～9 |
| 19 | 嬉野市放課後児童クラブ一覧表 | 10 |
| | 申込に必要な書類一式 | 11～ |

1 放課後児童クラブとは

現在、嬉野市には公設放課後児童クラブが16か所あります。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により児童の帰宅時に家にいない小学校1年生から6年生までの児童に、放課後に遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

2 放課後児童クラブに入所できる要件

放課後児童クラブに入所できる児童は、市内に住所を有する小学校1年生から6年生までのうち、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 児童と同居している家族全員(65歳以上の方を除く)が昼間に居宅外で働いている場合
- (2) 児童と同居している家族全員(65歳以上の方を除く)が昼間に居宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合

※農業の場合は農業所得のある方に限ります。

- ・放課後利用の場合、『週4日以上就労し、終業時間が15時30分以降』が対象となります。
- ・長期休業のみ利用の場合、『週4日以上就労し、7時30分～19時の間で4時間以上就労』が対象となります。

※就労証明書に基づきます

- (3) 母親が妊娠中又は出産後間もない場合（出産（予定月）を基準として出産予定月の前2か月（多胎児の場合は前4か月）・後2か月）
- (4) 児童と同居している家族(65歳以上の方を除く)が疾病、負傷又は心身の障がいを持っている場合
- (5) 親族に疾病、負傷又は心身に障がいのある人がいるため、児童と同居している家族(65歳以上の方を除く)が長期にわたり看護・介護にあっている場合
- (6) 児童と同居している家族(65歳以上の方を除く)が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める場合

※上記要件に該当しなくなった場合は、退所となりますのでご了承ください。

※保護者が離職された場合、放課後児童クラブは退所となります。（保育施設と違い、求職活動中や育児休業中の利用はできません。）復職された場合、再度申込みが必要になります。

3 開所時間及び休業日

(1) 開所時間

| | | |
|---------|-------------|---------------------------------------|
| 放 課 後 | 月曜日～金曜日 | 放課後～19時 ※短縮授業等の場合は、その時間に合わせて開所します。 |
| | 土曜日 | 7時30分～19時 |
| 長 期 休 業 | 月曜日～金曜日 | 7時30分～19時 |
| | 土曜日 | 7時30分～19時 |
| | 代休等で平日休校の場合 | 7時30分～19時 |

(2) 休業日

日曜日、国民の祝日、8月13日～8月15日及び12月29日～1月3日。

4 入所期間

入所した日からその年度の3月31日までです。

翌年度以降も入所を希望される場合は、新たに申込みが必要となります。(毎年度申込受付を行います。)

5 入所までの流れ

【1】入所申込み

受付期間：令和6年11月5日(火)～令和6年11月22日(金) 9:00～17:00

↓下記期間の平日は19:00まで受付を行います。

また、土日の受付は下記のとおりです。

集中受付期間：11月9日(土)～11月15日(金) 期間中の平日は9:00～19:00

11月 9日(土)は嬉野庁舎のみ 9:00～12:00

11月10日(日)は塩田庁舎のみ 9:00～12:00

申込場所：塩田庁舎 子育て未来課 または 嬉野庁舎 福祉課

※書類に不備がある場合は受付できませんので、確認をしてから提出してください。

【2】調査

受付の際、職員が家庭の状況等保育ができない事情をお尋ねします。後日、電話等により担当職員が家庭・就労証明書に記載されている職場等へ申込内容の確認をさせていただくことがあります。

【3】入所決定

提出された書類に基づき、この入所案内の8～9ページの審査基準表により必要性が高い方から入所を決定します。入所希望者が多数の場合は、入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。入所の可否については、2月以降各家庭宛に通知書を発送します。事前の電話でのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

6 入所受付期間について

| 区 分 | 受付期間 |
|-----------|--|
| 第1次募集 | 令和6年11月5日(火)～令和6年11月22日(金) |
| 第2次募集 | 令和7年 1月7日(火)～令和7年 1月31日(金) ※第1次募集で既に定員に達している場合は受付できませんのでご了承ください。 |
| 夏季休業の申し込み | 令和6年11月5日(火)～令和7年6月13日(金) ※第1・2次募集で既に定員に達している場合は受付できませんのでご了承ください。 |

※第1次募集期間で申請を受付けた方から入所決定を行いますので、長期休業のみご利用の方も第1次募集の期間に申込みをお願いいたします。

7 申込みに必要な書類

入所を希望される方は、次の書類（P11以降）を提出してください。

- ① 嬉野市放課後児童クラブ入所申込書
- ② 健康状態等チェック票
- ③ 児童の保育ができないことを証明するもの（次表1～7）



※65歳未満の祖父母等と同居している場合には、祖父母等の証明書類もあわせて必要です。

| | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 保護者が、外勤・内職の場合 | 保護者の就労証明書（単身赴任等の場合も必要です） |
| 2 | 保護者が自営業・農業の場合 | 保護者の就労証明書 （添付書類）確定申告書の控え、事業開始届または営業許可証等、経費の支出明細、従業員（家族含む）等の源泉徴収票、給与明細書、その他給与の振込が確認できるもの等の写し |
| 3 | 母親が出産の場合 | 申立書 母子手帳の写し（出産予定日が確認できるもの） |
| 4 | 保護者が疾病等の場合 | 申立書 保護者の診断書、身体障害者手帳等 |
| 5 | 親族の看護・介護の場合 | 申立書 診断書、身体障害者手帳、療育手帳等 |
| 6 | 技能取得のために就学する場合 | 申立書 在学証明書、身分証明書、時間割表（カリキュラム） |
| 7 | 父母が別居中の場合 | 離婚調停中の状況がわかる書類 その他理由がわかる書類 |

※就労証明書等は保育所と兼用です。保育の申請時に既に提出されている場合は受付時に伝えてください。また、同一世帯で2人以上申し込まれる場合は、**各1部**ご準備ください。

※減免対象の方は、**減免申請書もご提出ください。**（P6参照）

※その他、入所決定の際の審査基準表の加算項目の参考にしますので、**該当される方は次の書類もご提出ください。**（P9参照）

「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭等医療費受給資格証」、「特別児童扶養手当証書」、対象児童の「身体障害者手帳」、「療育手帳」またはその他確認できる書類等（医師の診断書）。

期限までに必ず届出を行ってください。

8 家庭状況が変わった場合・利用内容を変更する場合

- ・転居、就労先等の変更やその他の事由により家庭状況が変わった場合：速やかに放課後児童クラブに連絡の上（連絡先 P10）、**放課後児童クラブ利用内容変更届**とその内容を証明する書類（在職（内定）証明書）を**市役所へ必ず提出してください。**
- ・**利用内容を変更する場合**：速やかに放課後児童クラブに連絡の上（連絡先 P10）、**前月中旬（原則 20 日）までに放課後児童クラブ利用内容変更届を市役所へ必ず提出してください。**

9 退所する場合

退所の前月中旬（原則 20 日）までに嬉野市放課後児童クラブ退所届を市役所へ提出してください。
提出がない場合は、**利用がなくても利用料金がかかります**のでご注意ください。

10 利用決定の取消し

次の事項に該当する場合は、利用中であっても利用決定を取消します。

- ・入所できる要件に該当しなくなった場合
- ・申請書に偽りの届出があった場合
- ・利用料金(負担金)を3カ月以上滞納した場合
- ・終了時刻までに保護者が迎えに来ないことが常態化している場合

11 欠席する場合

欠席する場合は、電話等により放課後児童クラブへ必ず連絡してください。(連絡先 P10)

12 保険

放課後児童クラブを利用する児童は、保険に加入していただきます。

(年額800円(※令和6年度実績))

保険内容は、放課後児童クラブでの活動から生じたケガや損害に対するものであり、児童の故意による事故等は、保険の対象となりません。入所決定後、集金袋を郵送しますので、**各放課後児童クラブ又は(株)明日葉嬉野事務所(連絡先 P10)**へ提出してください。市役所での受付は行っておりません。

13 おやつ (R7.4月～)

放課後児童クラブを利用する児童に、おやつを提供し、おやつ代を徴収いたします。

(月額1,500円程度)

利用月に通所されなくてもおやつ代がかかりますのでご注意ください。

※市役所では徴収いたしませんので、ご注意ください。

14 利用上の注意

- ・給食のない日はお弁当を持参してください。詳細については、直接各クラブにご確認ください。
- ・**児童の送迎は、必ず保護者が行ってください。**放課後児童クラブの開所時間は1ページに記載していますので、**必ず開所時間内に送迎をしてください。**
- ・放課後児童クラブに登所してから塾等へ児童だけで行く場合は、別途届出が必要となります。各放課後児童クラブへ申し出て所定の書類を提出してください。

| 集団風邪などによる学級閉鎖等の場合の対応 | | | |
|---|-----------------|-------------------------------|---|
| 学校開校日 | 学級閉鎖 | 学級閉鎖対象の児童は利用できません。 | 感染拡大を防止するため、学校の措置に従って放課後児童クラブの利用も控えていただきます。 |
| | 学年閉鎖 | 学年閉鎖対象の児童は利用できません。 | |
| 土曜日 | 週末をはさんで学級(学年)閉鎖 | 学級(学年)閉鎖対象の学級(学年)の児童は利用できません。 | ※学校休業中に児童クラブ内で感染拡大が懸念される場合、閉所することがあります。 |
| 感染症(インフルエンザ等)にかかった場合の対応 | | | |
| 感染拡大を防止するため、感染の恐れがある期間は放課後児童クラブの利用を控えていただきます。集団の中で生活しますので感染症のおそれがある場合も利用を控えていただくようお願いします。 | | | |

| 台風・大雨などの自然災害時の対応 | | |
|------------------|--|--|
| 学校開校日 | 登校前までに臨時休校が決定 | 学校の措置に従って、放課後児童クラブも閉所します。 |
| | 登校後に一斉下校が決定 | 学校の措置に従って、放課後児童クラブも随時閉所します。 ※早めのお迎えをお願いします。 |
| | クラブ開所後 | 状況により判断します。 |
| 土曜日 長期休業 | 市の方で決定し、状況に応じてマチコミメールや、市のホームページ、防災無線等でお知らせします。 | |

※児童の安全を最優先に、学校の措置に従って判断します。ご家庭での対応をお願いします。

※災害等緊急時の閉開所の案内やお迎えの依頼については、**マチコミメール（放課後児童クラブ専用）**による配信を行いますので、**必ずご登録をお願いします。**

※病気及び病気の回復期(感染症を除く)は**病児保育事業**（1～3年生まで）もご利用ください。

〈実施場所〉樋口医院 〈電話〉0954-43-1652

※武雄市病児保育事業（病児・病後児保育施設 テトテ）（1～3年生まで）も利用できます。

〈実施場所〉テトテ 〈電話〉080-4328-2020

※保護者の送迎が困難な場合等は、**ファミリー・サポート・センター（1～6年生）**もご検討ください。**（事前に登録が必要です。）**

〈申し込み・お問い合わせ〉子育て支援センター 0954-43-0100

※障がいのあるお子さんは**放課後等デイサービス**をご利用いただけます。詳しくは、嬉野庁舎福祉課または下記事業所へお問い合わせください。

【嬉野市内の放課後等デイサービス事業所】

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|---------------------|---------------|
| ゆめキッズ | 嬉野市嬉野町大字下宿甲1857番地1 | 0954-28-9587 |
| ばいんキッズ | 嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲118番地2 | 0954-28-9982 |
| one・ピース | 嬉野市塩田町大字五町田甲3256番地1 | 0954-68-0402 |
| ココロテラス | 嬉野市塩田町大字五町田甲322番地1 | 0954-66-5522 |
| 放課後等デイサービスはればれ | 嬉野市嬉野町大字下宿乙316番地3 | 0954-27-7788 |
| デイスペースきみいろ | 嬉野市嬉野町大字下宿甲1870番地1 | 080-5327-1773 |

1.5 利用料(保護者負担金)

この他、保険代・おやつ代 (P4 参照) を負担していただく必要があります。(事業者が徴収)

| 利用区分 | | 利用料(保護者負担金) | |
|---|-----------------------|-----------------------------|----------------|
| 放課後と 長期休業利用 | 月～金曜日の利用 | 3,000円/月 (8月のみ 6,000円/月) | |
| | 月～土曜日の利用 | 4,000円/月 (8月のみ 7,000円/月) | |
| 放課後のみ利用 | 月～金曜日の利用 | 3,000円/月 | |
| | 月～土曜日の利用 | 4,000円/月 | |
| 長期休業のみ 利用 <small>※代休、始業式等での半 日利用はできません。</small> | 春季休業、冬季休業、 学年末休業期間 | 月～金曜日の利用 月～土曜日の利用 | 3,000円/各休業 |
| | 夏季休業期間(※) | 月～金曜日の利用 | 6,000円/休業 8月引落 |
| | | 月～土曜日の利用 | 7,000円/休業 8月引落 |

※夏季休業期間は7月のみ利用もしくは8月のみ利用の場合でも料金は上記となります。

- ・同一世帯で2人以上放課後児童クラブを利用している場合、年齢が一番下の子以外は半額になります。
 - ・月の途中で入所・退所した場合でも、利用日数にかかわらず月額の利用料(負担金)がかかります。
- また、利用がなくても、在籍していれば月額の利用料(負担金)がかかります。

【利用料の納入方法】

利用料の納入方法は、**原則口座振替**をお願いしています(利用月の月末口座引落し)。事情により納付書による納付を希望される場合は、毎月中旬頃納付書を発送しますのでご相談ください。

※**利用料が納入されない場合、嬉野市放課後児童クラブ負担金滞納処分事務処理要領第5条の規定により、退所していただく場合がありますので、必ず納期限までに納入してください。**

1.6 利用料の減免

次のような場合は、利用料が減免されます。減免を受けるためには、下記の《申請手続必要書類》に記載している書類を用意し、市役所への申請が必要です。

申請がない場合、減免は適用されませんのでご注意ください。

減免については、さかのぼっての適用はできませんので入所申込時に申込書類と併せて減免申請書を必ずご提出ください。

《減免内容》

| | 生活保護受給世帯 | 前年度の市民税非課税世帯 | 就学援助対象世帯 |
|------|----------|--------------|----------|
| 減免区分 | 免除 | 2分の1を減額 | 2分の1を減額 |

《申請手続必要書類》

嬉野市放課後児童クラブ負担金減額・免除申請書

- ① 生活保護受給世帯・・・嬉野市役所福祉課が発行する生活保護受給証明書を添付してください。
- ② 就学援助対象世帯・・・就学援助申請の審査結果通知書を添付してください。
- ③ 前年度非課税世帯・・・令和6年1月1日現在、嬉野市外に住所を有していた方は前住所地の市区町村から、令和6年度の所得課税証明書を取り寄せてください。

17 利用料(負担金)に関するQ&A (申込手続き等)

| No | Q (質問) | A (回答) |
|----|--|---|
| 1 | 長期休業のみ入所を希望するつもりですが、入所申込書にどのように記載したらいいですか。 | 「利用希望区分」の“長期”欄に、春季休業の場合は4月、夏季休業の場合は7月・8月、冬季休業の場合は12月・1月、学年末休業の場合は3月の“利用する”に✓をつけてください。“放課後”欄は、4月～3月すべて“利用しない”に✓をつけてください。 |
| 2 | 申込をしていたが、利用しなかった月も利用料はかかるのですか。 | 申込された期間は、利用が無くても利用料(負担金)をご負担いただきます。さかのぼって利用料(負担金)を還付することは出来ません。 <u>退所する場合や利用期間に変更がある場合は、前月中旬までに退所届又は利用内容変更届をご提出ください。</u> |
| 3 | 前年度市民税所得割非課税世帯ですが、減免申請書を提出していませんでした。4月分から減免することはできますか。 | さかのぼって減免を適用することはできません。年度の途中で提出された場合、提出された月の翌月からの適用となります。 |
| 4 | 土曜日も利用したいです。 | <u>前月の中旬までに市役所に利用内容変更届の提出が必要です。</u> (ただし、世帯全員(65歳未満)が就労等の理由があること) なお、土曜日利用は別途料金がかかります。 <u>事前に届出をしていないと利用ができません</u> ので、忘れずに届出をしてください。 |

18 別表【審査基準表】

| 番号 | 類型 | 細目 | 保護者の状況 | 指数 | |
|--------------------------|--------------------------|---|---------------------------|-----------------|-----------|
| | | | | 週5日 以上勤 務 | 週4日 勤務 |
| 1 | 居宅外 労働 | 不規則勤務 でない | 勤務終了時間 | | |
| | | | 終業時間が18時以降 | 50 | 40 |
| | | | 終業時間が16時30分以降18時未満 | 40 | 30 |
| | | 終業時間が15時30分以降16時30分未満 | 30 | 20 | |
| | | 不規則勤務 | 月170時間以上 | 50 | 40 |
| | | | 月120時間以上170時間未満 | 40 | 30 |
| | 長期休業利用 月64時間以上120時間未満 | | 30 | 20 | |
| | 居宅内 労働 | 不規則勤務 でない | 終業時間が18時以降 | 40 | 30 |
| | | | 終業時間が16時30分以降18時未満 | 30 | 20 |
| | | | 終業時間が15時30分以降16時30分未満 | 20 | 10 |
| | | 不規則勤務 | 月160時間以上 | 40 | 30 |
| | | | 月120時間以上160時間未満 | 30 | 20 |
| 長期休業利用 月64時間以上120時間未満 | | | 20 | 10 | |
| 2 | 出産 | 出産（予定月）を基準として出産予定月の前2か月（多胎児の場合は前4か月）・後2か月 | 50 | | |
| 3 | 疾病等 | 疾病・負傷 | 入院中である。 | 50 | |
| | | | 常に安静を要し、自宅療養で常に病臥している。 | 40 | |
| | | | 日常生活に著しく支障があり、他者の介護が必要な場合 | 30 | |
| | 心身障がい | 身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者手帳1級等を所持しており、常時保育が困難である。 | 50 | | |
| | | 身体障害者手帳3級、精神障害者手帳2級以下等を所持しており、常時保育が困難である。 | 30 | | |

| | | | |
|---|-------------|--------------------------------------|-------|
| 4 | 看護・介護(親族) | 常時看護・介護をしている。 (重度身障者・要介護5・4程度) | 50 |
| | | 週4日以上看護・介護・通院の付き添い等 (要介護3～1程度) | 30 |
| 5 | 就学 | 就学又は技能取得のため通学している。 | 1に準ずる |
| 6 | 災害 | 震災その他の災害を受けた自身の住居等の復旧に従事している。 | 60 |
| 7 | 特別な支援を要する世帯 | 児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。 | 60 |
| 8 | その他 | 児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断したとき | 60 |

(備考)

- 1 保護者が就労等により家庭で見ることが出来ない時間の全部又は一部が放課後児童クラブの開設時間内に含まれている場合に限り、「保護者の状況」の区分を適用する。
- 2 保護者が複数箇所に就労している場合であって、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、又は、それぞれの就労の一日の就労時間が異なるときは平均時間により、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1ヶ所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。

【加算・減算項目】

| 番号 | 状況 | 指数 |
|----|---|-----|
| 1 | 母子世帯、父子世帯又はこれに準じる世帯である。 | +80 |
| 2 | 生活保護世帯であり、入所が必要な場合(就労による自立支援につながる場合等)。 | +20 |
| 3 | 虐待又はDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合。 | +20 |
| 4 | 入所を希望する児童が障がい(中度以上)を有する場合(特別児童扶養手当支給対象児童) | +40 |
| | 入所を希望する児童が障がい(軽度)を有する場合(軽度:上記以外の対象児童) | +30 |
| 5 | 保護者が育児休業を終了し、復帰する場合。 | +10 |
| 6 | 入所を希望する児童が1年生である。 | +50 |
| | 入所を希望する児童が2年生である。 | +40 |
| | 入所を希望する児童が3年生である。 | +30 |
| | 入所を希望する児童が4年生である。 | +10 |
| | 入所を希望する児童が5年生である。 | +5 |
| 7 | 入所を希望する児童が多胎児である。 | +10 |
| 8 | 65歳以上の一定の条件※を満たさない祖父母と同居している。 | -10 |
| 9 | 入所を希望する児童又はその児童の兄弟姉妹が入所児童又は退所児童であつて、これらのものに係る利用料金を保護者が正当な理由なく3箇月以上滞納している。 | -30 |

※一定の条件とは審査基準表1～8に準ずる

19 令和7年度嬉野市放課後児童クラブ一覧表

| 小学校区 | クラブ名 | 設置場所 | 電話番号 | 定員 |
|------|-----------------|------------------------|---------------|-----|
| 五町田 | 五町田小学校放課後児童クラブA | 五町田小学校敷地内 専用施設 | 070-8787-1396 | 40名 |
| | 五町田小学校放課後児童クラブB | | 070-8785-9477 | 40名 |
| | 五町田小学校放課後児童クラブC | | 070-8785-9478 | 40名 |
| | 五町田小学校放課後児童クラブD | | 070-8785-9479 | 40名 |
| 久間 | 久間小学校放課後児童クラブA | 久間小学校敷地内 | 070-8787-1397 | 40名 |
| | 久間小学校放課後児童クラブB | 専用施設 | 070-8785-9480 | 40名 |
| 塩田 | 塩田小学校放課後児童クラブ | 塩田小学校内 | 070-8787-1398 | 40名 |
| 嬉野 | 嬉野小学校放課後児童クラブA | 嬉野小学校敷地内 専用施設 | 070-8787-1400 | 40名 |
| | 嬉野小学校放課後児童クラブB | | 070-8785-9481 | 40名 |
| | 嬉野小学校放課後児童クラブC | | 070-8785-9482 | 40名 |
| | 嬉野小学校放課後児童クラブD | | 070-8785-9483 | 40名 |
| 轟 | 轟小学校放課後児童クラブ | 轟小学校内 | 070-8787-1401 | 45名 |
| 吉田 | 吉田小学校放課後児童クラブA | 吉田小学校 体育館 ミーティングルーム | 070-8787-1402 | 25名 |
| | 吉田小学校放課後児童クラブB | 吉田小学校内 | 070-8785-9484 | 35名 |
| 大草野 | 大草野小学校放課後児童クラブ | 大草野小学校内 | 070-8787-1399 | 45名 |
| 大野原 | 大野原小学校放課後児童クラブ | 大野原小学校内 | 070-8787-1403 | 25名 |

※今後状況によっては、クラブ数等変更する場合があります。

※希望される児童クラブが定員に達した場合、五町田小学校敷地内専用施設やその他定員に達していない(空きのある)児童クラブを合同クラブ(1つのクラブで複数学校の児童を受け入れるクラブ)として開所する場合があります。

問い合わせ

●入所・退所・変更などの手続に関すること

子育て未来課(塩田庁舎) TEL0954—66—9121

福祉課(嬉野庁舎) TEL0954—42—3306

●各クラブの運営内容に関すること

(株)明日葉 嬉野事務所 TEL070—8783—7289

(株)明日葉は、市から運営を委託されている事業者です。)

民間により設置された市内の民営放課後児童クラブ

《学童支援センターげんきの申込みについて》

利用希望の方は直接げんきへ申し込みください。

学童支援センターげんきは、令和6年11月5日(火)～令和6年11月16日(土)に入所受付を行います。(ただし、日曜は事前予約制。)

受付時間：9：00～18：30

➤ 対象児童(定員40名)

放課後・・・嬉野・轟・大草野小に通う1年生～6年生

長期休暇・・・市内全ての学校に通う1年生～6年生

＜問い合わせ先＞

学童支援センターげんき

嬉野市嬉野町大字下宿甲3051-1

☎0954-42-2155

申込に必要な 書類一式

※嬉野市のホームページにも様式を掲載しております。

「令和7年度放課後児童クラブ入所申込について」のページを
ご覧ください。

提出時はホッチキスから外しご自身に必要な書類のみ提出をお願い
いたします。